

令和4年3月1日以降の新たな水際措置を受けて、入国を希望する留学生の状況確認調査の実施について協力を依頼するものです。

事務連絡
令和4年2月22日

各都道府県・指定都市教育委員会指導事務担当課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省総合教育政策局国際教育課

入国を希望する留学生の状況確認調査の実施について（依頼）

令和4年2月21日に、令和4年3月1日以降の新たな水際措置等について御連絡をしたところですが、留学生の速やかかつ円滑な入国に向け、課題を把握した上で今後の施策に反映させていくため、入国を希望する留学生の状況確認調査を下記のとおり実施することとなりました。

本調査は、高等学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部（以下「高等学校等」という。）を対象としています。調査への回答については、各高等学校等より直接、Webフォームを用いて行っていただきますので、担当課・主管課等において質問事項や回答を取りまとめる必要はありません。

ついでには、各都道府県教育委員会におかれては所管の高等学校等及び域内の指定都市を除く市区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の高等学校等に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては所轄の高等学校等及び学校法人に対して、各国公立大学法人におかれては管下の高等学校等に対して、高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、本事務連絡を転送いただき、調査に御協力くださいますようお願いをいたします。

記

○入国を希望する留学生の状況確認調査について

1 調査対象校

大学（短期大学等含む）、高等専門学校、高等学校（中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部含む）、日本語教育機関、専修学校・各種学校

※ 現在、入国待ちの留学生及び今後入国が見込まれる留学生がいない場合は、回答不要です。

2 回答方法

Web フォームを用いて、各学校から直接回答ください。回答に用いる Web フォームには、下記の2つの URL 及び QR コードからアクセスすることができます。なお、他の学校種とあわせての調査となる関係上、調査1、調査2に分かれております。お手数おかけしますが、両方の URL から御回答くださいますようお願いいたします。

・調査1

<https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=sBBYVMs2kEKJJkbwPnpL2YdrA379tRDjeIFMQQZphtURFBZQUFTMU1KM0tMQjU4NTdQRTgwOU4yUy4u>



・調査2

<https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=sBBYVMs2kEKJJkbwPnpL2YdrA379tRDjeIFMQQZphtUOURRRU1NQ0g3MEpaSzJCVVVKUEhHWUVRVC4u>



3 回答期限

令和4年2月28日（月）

※ 期限が短く誠に恐縮ですが、わかる範囲の概数で構いませんので、御協力くださいますようお願いいたします。

<本件担当連絡先>

文部科学省総合教育政策局国際教育課国際理解教育係

代表：03-5253-4111（内線：3487）

E-mail：kouryu@mext.go.jp